平成２１年（フ）第６８号
大阪府豊中市北条町２丁目13番８号
破産者　杉本　雅一
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０３５号
堺市堺区戎島町１丁55番地３　戎島団地１棟811号、前住所堺市堺区八千代通１番１号
破産者　松尾　秀一
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第２１５２号
島根県益田市幸町１番13号、破産手続開始決定時の住所広島市中区白島九軒町４番７―1101号
破産者　田中　卓司
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１１６９号
北九州市小倉南区志徳１丁目１番10―105号、開始決定時の住所北九州市小倉南区中曽根東２丁目４番１号
破産者　加納　祥敬
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２０年（フ）第１４１１号
北九州市小倉北区大手町16番３―602号
破産者　渡邉　慎吾
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成１９年（フ）第８０号
長崎県島原市門内町丙633番地３
破産者　喜多五寿子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２０年（フ）第１１号
長崎県雲仙市千々石町甲199番地
破産者　佐藤久美子
1　決定年月日　平成21年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第５２号
札幌市白石区北郷２条３丁目５番15号
破産者　松浦　　勇
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４６号
北海道紋別郡興部町字沙留206番地の10
破産者　窪田ゆかり
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第２８５号
福島県いわき市平字愛谷町２丁目４番地の２
破産者　新妻喜代次
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成１７年（フ）第１０２号
愛知県一宮市開明字郷東35番地１、開始決定時の住所岐阜県可児市桂ケ丘２丁目142番地
破産者　渡邉　員也
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第４１号
神戸市西区玉津町上池326―13
破産者　堂本　数行
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第４８６号
神戸市西区富士見が丘１丁目２―１、開始決定時の住所神戸市西区富士見が丘２丁目21―10
破産者　竹末　　博
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第４８７号
神戸市西区富士見が丘１丁目２―１、開始決定時の住所神戸市西区富士見が丘２丁目21―10
破産者　竹末　理香
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２０年（フ）第４３３号
奈良市法華寺町51番地の５
破産者　奥田　義人
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第６６３号
広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地の426
破産者　桑田　哲二
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第７１６号
高知県南国市伊達野489番地
破産者　弘光　延技
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第７８号
大分県国東市国見町向田1930番地３
破産者　山口　勝基
1　決定年月日　平成21年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係